

財務省告示第三十四号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第五項に規定す
 る中途換金に係る個人向け国債を买入消却したの
 で、その国債の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十七年一月二十五日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	”	個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）	国債の名称
	第五回	第三回	記号
千九 七十六 万億 円二	円百九 八億 十二 万五千 四	五千八 万五千 百八 億九	総額 面金額の
二七九 百二十五 億 八千 円	十七九 億二千 六百三 十 円	円八六八 千六百 十七 万	総額 買入価額の